

平成30年（行ウ）第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

原告 ■■■■■ 外11名

被告 国

証 拠 説 明 書 (5)

令和元年11月12日

大阪地方裁判所 第2民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

同 和 田 重 太

同 吉 江 仁 子

同 金 崎 正 行

同 杉 田 峻 介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜 多 啓 公

同 與 語 信 也

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲A26	神戸製鋼所火力 発電所（仮称）設 置計画の概要	写し	平成27 年	株式会 社神戸 製鋼所	株式会社神戸製鋼所が、新設発 電所に関する市民向けのリー フレットの中で、「周辺環境へ の影響を現状より低減します」 と明記していること等	
甲A27	第161回神戸 市環境影響評価 審査会 資料1 8 補足説明資料（大 気質関係2）	写し	平成29 年9月	株式会 社神戸 製鋼所	準備書には記載されていなか った下記事項に関する事実が、 準備書の提出（平成29年7 月）以降に、本資料において、 初めて示されたこと ・ 大気汚染物質の総排出量 ・ 接地逆転層が形成された時 の、神戸発電所風下に位置 する測定局の測定濃度及び ベースからの増加濃度 ・ 灘浜局に加え、六甲アイラ ンド局及び住吉南局におい て、環境基準の年平均相当 値の下限値と上限値の間の ゾーン内にあること NO2の環境基準（年平均値に 換算）に関して、誤った記載が なされていた点につき、同資料 において訂正がなされたこと 等	
甲A28	環境影響評価書 （抜粋、施設の稼 働による大気へ の影響の評価結 果に係る部分）	写し	平成29 年7月	株式会 社神戸 製鋼所	準備書における、施設の稼働に よる大気への影響の評価結果 に係る記載部分 NO2の環境基準（年平均値に 換算）に関して、誤った記載が なされていること等	

甲A29	環境影響評価書 (抜粋、兵庫県知事の見解についての事業者の見解部分)	写し	平成30年5月	株式会社神戸製鋼所	準備書についての兵庫県知事意見に対する株式会社神戸製鋼所の見解 PM2.5に関して、「必要に応じて追加の環境保全措置を検討する等、適切に対応していく」との言明があるのみで、何ら具体的な対応がなされていないこと等	
甲B12	大気汚染状況に関する環境基準の評価方法 (中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会(第1回)(平成21年2月4日開催)資料3-2)	写し	平成21年2月	環境省	大気汚染状況に関する環境基準の評価方法 二酸化窒素に係る長期的評価の方法等	

以上